

○財務省告示第二百九十六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年八月十日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年九月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百五十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		払込		発		方募	
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特
額	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加
面	金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金	金
千		五	四		額		
万		千	七	億	額		
円		九	兆	面	面		
		百	六	金	金		
		四	千	額	額		
		十	二	で	で		
		三	百	四	四		
		億	五	千	兆		
		五	十	二	六		
		百	六	百	千		
		五	億	四	二		
		十	九	十	百		
		一	千	三	五		
		万	百	億	十六		
			七				

「国債市場特別参加者・第I非
 価格競争入札発行」という。」

各申込みのうち応募額を順次割り
 当てる。そのうち応募額を順次割り
 各国債市場特別参加者ごとの応
 募限度額の範囲内において各申
 込みに応募額を割り当てる。

額面金額で四兆六千二百五十六
 億三千四百四十三億円

四兆六千二百五十六億九千七百
 四十二万三千三百五十九万

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十七年八月十日	額面金額に付き百円一厘以	上額のそれぞれに応募価格	毛額面金額につき百円一厘三	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日	平成二十七年八月十日
---	------	----------------	----------------	----------------	-----	------------	--------------	--------------	---------------	--------	-----	------	------	------	------	-------	------	------	---	------	------------